

関連補助金のご紹介

※令和8年度の要望調査が終了している事業もありますので、事業活用をお考えの方は市町村にご相談ください。

国産地生産基盤パワーアップ事業（千葉県農産産地パワーアップ事業）

産地の競争力強化に向けて、生産コスト低減、高収益作物・栽培体系への転換を図るため、意欲のある農業者等が、産地営農戦略「産地パワーアップ計画」に基づき行う取組に対して総合的に支援します。

[事業内容記載のHP](#)



取組内容	補助率	事業内容
整備事業	1/2 以内等	耕種作物（農産品目）の生産・集出荷・物流合理化施設等の整備に関する経費を支援します。
生産支援事業		①農業機械等の導入及びリース導入に要する経費 ②生産資材の導入（パイプ被覆資材購入、簡易暗渠、明渠施工等）に要する経費

県産産地支援事業

米をはじめ麦・大豆・落花生などの農産品の生産力強化を図るため、生産の効率化や規模拡大等に必要となる農業用機械等の導入に対して支援します。

[事業内容記載のHP](#)



取組内容	補助率	事業内容
種子・産地育成型	1/3 以内	米・麦・大豆・落花生などの産地を育成するため、営農集団や認定農業者等に対して、収穫や集出荷等に係る必要な機械施設の整備を支援します。
輸出用米・米粉用米低コスト支援型	1/3 以内	需要増が見込まれる輸出用米及び米粉用米の作付けを拡大するため、これらの生産に取り組む認定農業者等に対して、省力・低コスト化に資する機械の導入を支援します。
スマート農業推進型	1/3 以内	産地の担い手の生産性の向上を図るため、作業の省力化や自動化等に資するロボット、AI、IoTなど先端技術を活用したスマート農業機械の導入を支援します。
スマート技術を活用した水稻生産力強化事業（新規）	1/3 以内	省力・低コスト技術を活用し規模拡大を図る若手生産者を対象に、規模拡大に必要なAI、IoTなど先端技術を活用したスマート農業機械の導入を支援します。

国産地利用効率化等支援事業（千葉県経営体育成支援事業）

融資を活用して、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設等を導入する農業者を支援します。

[事業内容記載のHP](#)



取組内容	補助率	補助上限	事業内容
融資主体支援タイプ	3/10 以内	個人法人問わず300万円※ ※国庫事業のみ、目標年度の経営面積が一定基準以上となる場合の上限額は600万円	融資機関からの融資を活用して農業用機械・施設等の導入を行う場合に、融資残の自己負担部分を支援します。国庫事業で補助対象とならない運搬用トラックのうち「積載車」については、県独自に補助対象とします。 【事業実施地区】地域計画が策定されている地域 【助成対象者】 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

県産飼料自給体制整備事業

飼料生産に必要な機械の導入に対して支援します。

補助率	事業内容
機械の導入経費：1/3 ~ 1/2 以内※	高騰する輸入粗飼料から国産飼料への転換を図り、粗飼料自給率の向上及び酪農経営の安定化を図るため、飼料生産に必要な機械の導入に対して支援します。

※補助率は飼料生産拡大面積や収量向上等の取組によって変動します。

[事業内容記載のHP](#)



セーフティネットに加入して、経営リスクに備えましょう！

● 収入保険

自然災害、市場価格の低下、けがや病気で収穫不能、盗難等様々なリスクによる収入の減少を補償する制度です。保険期間中の農産物の販売収入が、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補てんします。加入できる方は、青色申告を行っている農業者の方です。

新規加入申込みは、個人の方は12月末まで、法人の方は事業年度開始の前月末までです。詳しくは、千葉県農業共済組合にお問合せください。

お問合せ先 **千葉県農業共済組合** ☎ 043-245-7447

[千葉県農業共済組合HP](#)



● 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

米及び畑作物（麦、大豆等）の農業収入全体の減少が経営に及ぼす影響を緩和するための制度です。対象作物の収入額の合計が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を、国の交付金と農業者の積立金で補てんします。収入保険との重複加入は認められません。

近年、水稻で問題となっている雑草・害虫

● ナガエツルノゲイトウ

[ナガエツルノゲイトウ防除対策はこちら](#)



河川・用水路を介して特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」の発生区域が拡大しています。定着すると駆除が困難な雑草で、生態系や農業へ悪影響を及ぼします。用水路、水田の水口付近や畦畔を見回り、早期発見・早期駆除に努めましょう。



● ジャンボタニシ(和名：スクミリンゴガイ)

[ジャンボタニシ防除対策はこちら](#)



ジャンボタニシは、養殖目的で輸入されたもので、各地で野生化して水稻などを食害し、問題になっています。均平化等の耕種的な防除を基本に、薬剤散布などを組み合わせ、地域全体で防除対策に取り組むことが被害軽減につながります。



● イネカメムシ

[イネカメムシ防除対策はこちら](#)



近年、イネカメムシが多発生し、出穂時に加害され不稔稲が発生し、大きく減収したり、乳熟期に加害され斑点米（基部斑点米）が発生し、品質が低下するなどの問題が発生しています。イネカメムシは出穂直後の稲に飛来し、加害・産卵し、ふ化した幼虫も加害します。イネカメムシ対策には、早めの防除が必要で、出穂期前の粒剤散布又は出穂期のフロアブル剤散布が効果的です。さらに、イネカメムシを含む他の斑点米カメムシ対策として穂揃い期から乳熟期の追加防除も必要です。なお、出穂期は、水稻生育予測システム「でるた」で予測し、実際にほ場で確認しましょう。

[水稻生育予測システム「でるた」はこちら](#)



農地を次世代に引き継ぐために！

● 地域計画

市町村が策定した地域計画では、将来誰がどの農地を耕作するのか、耕作出来ない農地はどこかを目標地図に示します。地域の農業を将来へ継続させていくため、市町村は地域での協議で意向をとりまとめ、毎年地域計画をブラッシュアップすることとされています。また、農地中間管理機構による農地の貸借もこの地域計画に即して行うこととされているため、経営規模の拡大や縮小をお考えの場合は、市町村にご相談ください。



千葉県の稲作農家の皆様へ

需要に応じた生産で
稲作経営の安定を！

令和8年産の支援策については、次ページ以降を御覧ください

支援内容や申請書類、生産技術の情報、販売先の確保など不明な点がありましたら、お近くの地域農業再生協議会、市町村農政担当課、千葉県各農業事務所又は下記へお問い合わせください。

千葉県農業再生協議会（事務局：千葉県農林水産部生産振興課） ☎ 043-223-2891

千葉県農業再生協議会 HP : <https://www.chiba-suiden.jp/>

水田に関する営農情報や需給情報等を手軽に入手できます！

千葉県農業再生協議会スマートフォン用ページ ▶▶



令和8年産米における主食用米の県全体の生産目安

生産目安 [t]	対前年目安差 [t]	対7年作付実績 [t]	面積換算値 [ha]	対前年目安差 [ha]	対7年作付実績 [ha]
273,237	+10,965	-22,563	49,770	+1,558	-3,330

令和8年産米における地域の合理的な単収 [kg/10a]

県	単収	市町村	単収	市町村	単収
千葉県	549	富里市	500	睦沢町	533
千葉市	514	酒々井町	528	長生村	552
習志野市	482	栄町	537	白子町	552
市原市	524	香取市	567	長柄町	534
八千代市	508	神崎町	561	長南町	540
市川市	430	多古町	560	勝浦市	514
船橋市	469	東庄町	567	いすみ市	537
松戸市	451	銚子市	554	大多喜町	513
野田市	505	旭市	573	御宿町	525
柏市	507	匝瑳市	575	館山市	514
流山市	492	東金市	560	鴨川市	521
我孫子市	518	山武市	561	南房総市	510
成田市	538	大網白里市	562	鋸南町	498
佐倉市	532	九十九里町	561	木更津市	540
四街道市	518	芝山町	544	君津市	537
八街市	493	横芝光町	563	富津市	528
印西市	529	茂原市	550	袖ヶ浦市	573
白井市	511	一宮町	548		

水田を活用した新規需要米等の生産支援策の対象作物一覧

作物ごとに対象となり得る支援策を表に取りまとめました。詳細は各支援策の項を御覧ください。

支援策	対象作物									
	飼料用米	WCS用稲	米粉用米	新市場開拓用米(輸出用米等)	加工用米	酒造好適米	麦、大豆	飼料作物	そば、なたね	高収益作物(野菜、果樹、花き等)
国	戦略作物助成	●	●	●※1		●※1		●※1	●※1	
	コメ新市場開拓等促進事業			●※1	●	●※1	●			
	畑作物産地形成促進事業						●※1	●※1		●
	産地交付金※2	●	●	●	●	●	●	●	●	●
県	畑地化促進事業						●	●	●	●
	飼料用米等生産支援事業(定着)	●	●	●						
	飼料用米等生産支援事業(拡大)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	飼料用米等生産支援事業(団地化)	●	●	●				●	●	●

※1：重複して受けることのできない支援策には ※1が付いています。例えば、米粉用米の場合、戦略作物助成とコメ新市場開拓等促進事業については、いずれか一方の支援の対象となります。

※2：基幹作・二毛作・生産性向上・複数年契約支援など支援型に応じて要件や対象品目が異なります。産地交付金の項をご覧ください。●水田を畑地化して、麦、大豆、飼料作物、そば、なたね、高収益作物(野菜、果樹、花き等)の本作化に取り組む場合には、畑地化促進事業等(畑地化支援・定着促進支援)の項をご覧ください。

水田を活用した新規需要米等の生産支援 令和8年産

●赤字は前年からの変更点です(令和8年1月時点の内容であり、今後変更となる場合があります。)

*印を付した事業及び支援メニューは、農業経営基盤強化準備金の対象となります。

水田活用の直接支払交付金のうち戦略作物助成*

水田を活用して、対象作物を生産する農業者を支援します。

対象作物	交付単価
飼料用米(多収品種※1)、米粉用米	収量に応じて5.5万円～10.5万円/10a(標準単価8.0万円/10a)
飼料用米(主食用品種)	収量に応じて5.5万円～7.5万円/10a(標準単価6.5万円/10a)
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※2

※1：国選定品種(「夢あおば」等)、県選定品種(「アキヒカリ」、「初星」)のこと。「ふさこがね(ちば28号)」は含まれません。

※2：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aとなります。

水田活用の直接支払交付金のうち産地交付金*

水田を活用した産地づくりに向けた取組を支援します。

主な取組内容	交付単価
加工用米の複数年契約	4,500円程度/10a
飼料用米の地域内流通の取組(県内畜産農家への流通)	5,400円程度/10a
飼料用米、WCS用稲、加工用米の生産性向上の取組	2,100円程度/10a(取組1つ) 3,200円程度/10a(取組複数)
米粉用米、新市場開拓用米(輸出用等)の生産性向上の取組	2,100円程度/10a(取組1つ) 6,400円程度/10a(取組複数)
そば・なたね、地力増進作物※3の作付け(基幹作)	2.0万円/10a
新市場開拓用米(輸出用等)の複数年契約(3年以上の新規契約分) ※コメ新市場開拓等促進事業に採択された場合は上段の単価、それ以外の場合は下段の単価となります。	1.0万円/10a 又は5,400円程度/10a

※3：有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組。

コメ新市場開拓等促進事業*

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結びつきの下で、対象作物の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。

対象作物	交付単価	加算要件
新市場開拓用米(輸出用等)	4.0万円/10a	多収品種※3の作付 0.5万円/10a
加工用米	3.0万円/10a	
米粉用米	9.0万円/10a	
酒造好適米※4	1.0万円/10a×取組年数(最大3.0万円/10a)	

※4：農産物規格規程の「醸造用玄米」に該当する品種。

※5：国選定品種(「笑みたわわ」等)及び県選定品種(「ふさこがね」、「粒すけ」、「にじのきらめき」、「ハイブリッドとうろ3号」、「ハイブリッドとうろ4号」)。

- お住まいの市町村などが事務局を務める地域農業再生協議会が、産地・実需協働プランを策定し、農業者がそのプランに位置づけられている必要があります(取組面積等の評価基準(ポイント)に基づき、協議会単位で、予算の範囲内で採択されます)。
- 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有している必要があります。
- 本支援の対象となった面積は、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(加工用米、米粉用米)の対象面積から除きます。

畑作物産地形成促進事業*

主食用米から国産需要のある作物への作付転換を促し、食料安全保障に資する品目の産地形成を図るため、実需者との結びつきの下で、水田における対象作物の低コスト生産等に取り組む農業者を支援します。

対象作物	交付単価
麦※6、大豆※6、高収益作物※6、子実用とうもろこし	4.0万円/10a

※6：麦及び大豆については新市場開拓向け又は加工向け、高収益作物については新市場開拓向け又は加工・業務用が対象です。

- お住まいの市町村などが事務局を務める地域農業再生協議会が、産地・実需協働プランを策定し、農業者がそのプランに位置づけられている必要があります(取組面積等の評価基準(ポイント)に基づき、協議会単位で、予算の範囲内で採択されます)。
- 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有している必要があります。
- 本支援の対象となった面積は、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(麦、大豆、飼料作物(子実用とうもろこし))の対象面積から除きます。

畑地化促進事業(畑地化支援・定着促進支援)*

水田を畑地化して、対象作物の本作化やその定着等に取り組む農業者を支援します。

💡畑地化とは、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外することをいいます(地目の変更は不要)。

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物(野菜、果樹、花き等)	7万円/10a	2.0(3.0※7)万円/10a×5年間 又は10.0(15.0※7)万円/10a(一括)
畑作物(麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	7万円/10a	2.0万円/10a×5年間 又は10.0万円/10a(一括)

※7：加工・業務用の野菜及び果樹の場合

●取組面積等の評価基準(ポイント)に基づき、農業者単位等で、予算の範囲内で採択されます。

●農畑地化の要件は次のとおりです。

- ①申請する農地について、前年度において、主食用米、戦略作物(飼料用米、麦・大豆等)、産地交付金等の交付対象となった作物が作付けられ、畦畔等の湛水設備及び所要の用水供給設備を有すること等、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の要件を満たしていること。
- ②おおむね団地化された畑地を形成すること(水田地帯に畑地が点在するような虫食い状の畑地化が行われるなど、地域における効率的な農地利用等に支障が生じないよう、関係機関において畑地化の合意を得るとともに、借地の場合は耕作者(賃借人)が土地所有者の同意を得ることが必要)。

農業経営基盤強化準備金

対象者※8が経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画に従い、農業経営基盤強化準備金として、積み立てた場合に積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度です。さらに、農業経営改善計画に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、交付金をそのまま用いて、農用地、農業用機械・施設等を取得した場合、圧縮記帳ができます。詳しくは農林水産省HPをご覧ください。制度の詳細は農林水産省HPをご覧ください。

※8 対象者は以下3つ要件をすべて満たす必要があります。

- ①青色申告者
- ②認定農業者又は認定新規就農者
- ③地域計画に位置づけられている者



飼料用米等生産支援事業

米価の安定や飼料用米等の新規需要米の需要増加に対応するため、新規需要米や麦、大豆等の生産を支援します。

取組内容	対象作物	交付単価
飼料用米等の定着支援 前年から継続して取り組む面積に応じて支援	飼料用米(多収品種※1)、米粉用米、WCS用稲	3,000円以内/10a
	飼料用米(主食用品種)	1,500円以内/10a
転換作物の拡大支援 前年と比べ、転換作物を拡大した面積に応じて支援	飼料用米(多収品種)、米粉用米、WCS用稲、麦、大豆、野菜等	5,000円以内/10a 💡水田活用の直接支払交付金のうち都道府県連携型助成※9*と併せて10,000円/10aとなります。
	酒造好適米	5,000円以内/10a
5ha以上の団地化 (プロックローテーション型)	麦、大豆等	11,000円以内/10a
5ha以上の団地化 (固定団地型)	飼料用米(多収品種)、WCS用稲、麦、大豆等	4,000円以内/10a

※9：県の支援単価と同額(上限5,000円/10a)で圏が追加的に支援します。